

令和4年度から児童手当の制度が一部変更になります

1. 特例給付の支給にかかわる所得上限額が設けられます

所得額により児童手当等の支給がされない方が発生します。

2. 現況届の提出が原則不要になります

毎年6月に提出していた現況届が原則不要になります。

ただし、一部の受給者については引き続き現況届の提出が必要です。下記の「2. 現況届の省略について」をご確認ください。

1. 所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が次の表の②所得上限限度額以上の場合、令和4年10月支給分から児童手当等が支給されなくなります。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額未満となった場合には再び支給対象となりますが、あらためて認定請求書の提出等が必要となります。

児童を養育している方の所得が、

- ・表の①所得制限限度額未満の場合
→ 児童手当を支給
- ・表の①所得制限限度額以上②所得上限限度額未満の場合
→ 特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給
- ・表の②所得上限限度額以上の場合
→ 児童手当等は支給されません

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

2. 現況届の省略について

令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、一部の方を除き、現況届の提出が不要となります。

引き続き現況届の提出が必要な方

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が益田市と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、市から提出の案内があった方

次の変更事項があった方はすみやかに届出てください

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
 - 退職等により、公務員でなくなった場合
 - 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合
- ※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【提出・問い合わせ先】

市子ども福祉課 ☎ 31-0243

〒698-0024 駅前町17-1 駅前ビルEAGA1階